

第十回 参議院農林委員会會議録第二十四号

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)午後一時四十九分開会

本日の會議に付した事件

○農林政策に関する調査の件

(農業協同組合の再建整備に関する件)

(農業共済組合連合会事業不足金整理に関する件)

○農業委員会法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

本日は去る三月二十三日の当委員会の決議によりまして、池田大蔵、廣川農林両大臣の出席を得ましたので、先日來留保になつております質疑を続行いたします。

先ず最初に農業協同組合再建整備の件に關して江田委員から発言を求められております。

○江田三郎君 この問題につきまして、先般の委員会で農林大臣も大蔵大臣も三月中に成案を得て国会へ提出する、こういう言明をなさつたわけですが、本日も常任委員長と運営委員の懇談会がありまして、その席で政府側から岡崎官房長官が、近日中に提出して、三月一ぱいに成立させてもらいたい法案というものが若干出ておりましたけれども、残念ながらこの再建整備に関する案が出ていないのでありまして、私どもは非常に不安を感じておるわけでありまして。我々が仄聞するところによりまして、この問題につきましては、去る三月の二十日に閣議の決定を見たようでありまして、その内容につきましては私どもは單なる利子補給というような形だけでなしに、長期資金の融通を要するという考え方を持つておるわけでありまして、多少の異論がございますけれども、併しなから今日の情勢で、我々の全部の要求を満たすことは不可能と思ひますので、閣議決定まで持つて来られまして、問題は閣議決定だけでは仕方がないことでありまして、これを一日も早く実行に移すことでありまして、特にこの問題は財政問題でございまして、何と申しましても大蔵大臣が率先して関係方面との交渉に当られ、そして過ぐる委員会においてはつきりと明言されましたように三月中に国会に提出され、成立するように御努力をお願いするわけでありまして、そういう見地から私がお尋ねしたいのは、この再建整備の問題について政府は農林大臣だけでなくして、大蔵大臣も関係方面と交渉を進めておられるのかどうか。又交渉を進めておられるとすれば、今日までの経緯はどうなつておるか。そしていつ頃この法律案を国会に提出される予定であるか、この三点をお尋ねするものであります。

○國務大臣(池田勇人君) 農業協同組合再建整備に関する要綱案は、お話の通り先般決定いたしました関係方面に折衝に入つております。私がこの問題で自分自身で出かけてはおりませんが、今日も係の者を行かしておりますし、書面では私がサインして出しております。何分にも自分で行きたいと思ふのでありますが、こんなことを申上げたから叱られるかも知れませんが、朝から晩まで委員会に引張られまして、今日も公式の書面で来たのでございするから特に出たのでございするが、本日に自分で自分の時間というものが余りございません。今日も人を行かしまして、いけないなら僕も何とかしなければならぬ。こういうふうな氣持を持つておるのでございします。こういう事情で、財務官をしてたび／＼折衝をいたさせておられます。農林大臣が今日おいで頂いたような情勢で、その結果によりまして、午後から私の代理に財務官が行く、こういう状況であるのであります。従いましていつ向うから返事が来るかわかりませんが、とにかく三月一ぱいには勿論提出いたします。提案し得るよう我々は十分の努力は續けておるのであります。

○國務大臣(廣川弘禪君) 只今池田大蔵大臣が御答弁の通りでありまして、二人で署名をいたしまして書類は提出いたして、それから又事務のほうからも説明をやつておりますが、私今朝訪ねて、よくとくとお話を参つて来ておるわけでありまして、提出の期日は前の言葉を食言しないように努力いたす考えであります。

○江田三郎君 この問題につきましては経過を今承わつたわけでありまして、すでに閣議では決定を見たということで、各末端の農協におきましても殆んどこれが確定したかのように考えており、又地方自治体におきまして、こういうものができるものとして地方自治体としての利子補給等の途を講じておるわけでありまして、これが若し間違つて来ると大変なことになると思ふのであります。大蔵大臣が言われますように、非常にお忙しいといふことはよくわかりますけれども、何と申しましても、これは非常に関係方面との交渉には難点があるはずでありまして、その点につきましては一つ如何にお忙しくても、すでにこの三月中にやるということをお前に言明されておられ、今も言明されたようなことではありますから、忙しい中を是非これだけは一つ実を結んで頂きたいといふことをお願いして置くわけであり

ます。

○岡村文四郎君 農業共済組合連合会の事業不足資金の整理について、この件につきましては去る三月八日当農林委員会において池田大蔵、廣川農林両大臣がお見えになつて、事業不足金の根本に再検討を要するから、これは十分に善処する。差当つての事業不足金に對しては融資をすることとし、これが近く実行される確信を持つておるような旨のお話があつたのであります。

が、災害共済金の支払期を控へまして、関係者は言明を信頼して、そうして確信あることとして実は待つておるのであります。そこで二十五年年度につきまして融資を前提としておるのでございしますが、その利子の補給もしなければならぬことでありまして、これがどういふふうになつておりますか。今にして融資の実現がないということになりますと、非常に末端では困ることになつております。三月八日の当農林委員会におきます言明にもかかわらず、未だにどうもはつきりした途が開いておらんように思ふのであります。が、岡大臣からどうなすつたか、一応お聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) これも大蔵省の非常に協力を得まして、三月の二十三日に閣議決定をいたしてあります。ただまだ交渉の点が残つておる点もありますが、当委員会の意思を十分尊重いたしまして、その方向に参るようには確定いたしております。

○岡村文四郎君 實は御承知のように年度替りになりますために、ぜひこれを一刻も早く解決を付けませんと、非常に末端で困ることに相成るのであります。そこで先般來御心配願つておりますことは十分承知もいたしてありますが、我々はどうもなんぼ聞かれたかわからんほど聞かれておりますし、その点を申上げておられますために非常に苦境に実は立つております。これはそうむずかしい問題ではないと思ふので

すが、大蔵大臣のほうで大部分お骨折を願わんと、農林大臣ばかりではなかなかうまく行かんと思うのですが、大蔵大臣はどこまで御心配願う、早急に願う御意思を持つておられるか、お聞きしたい。

○国務大臣(池田勇人君) もう大体の計画はできまして、実行に移る段取りになつておまして、年度内にもやりたいくらいなつもりでおるのでありますが、仕事は私のところへなしに農林中金のほうへ移しておるのであります。そうお待ちして頂かなくても、一、二週間のうちにはもう実行に移ると思つております。年度が替れば非常に楽なものであります。年度が替らなくても農林中金のほうでできる程度にまで行つておるのであります。

○岡村文四郎君 前々から農林中央金庫をして融資をさせるというお話を伺つておるのでありますが、今の農林大臣のお話を承りますと、もう金庫が出し得るようには措置がきまつておるといふふうに聞えますが、金庫もその自己資金を持つておられますが、農林政府当局のほうで金庫が出し得るようには措置がきまつておるか、もう一度お聞きしたい。

○国務大臣(池田勇人君) 話は済んでおるのであります。金庫の行動如何によつて、こつちは受入態勢はできております。ただ一部は年度が替つてから、年度が替らないとできん部分もあります。年度が替らないとできん部分があります。年度内でも相当部分はできるように手配いたしておきます。

○岡村文四郎君 融資の途はそこまでお話になりますと、それ以上お聞きする必要はないのでありますが、少し慾が深いかも知れませんが、これに對する

利子の補給も当然国が考へるべき責任があると思うのですが、その点どうですか。利子の補給……。

○国務大臣(池田勇人君) 利子補給の点は、利子を出す財源がまだきまりませんので、一応お困りのところに金を流して、あと財源を見付けよう、こういう閣議の申合せになつておるのであります。

○委員長(羽生三七君) この点について他に御質問はございせんか。

念のために申し上げますが、本月中と申しても、あと会期は非常に切迫しておりますので、実質上成立するよう……。

○岡村文四郎君 非常に御協力を得ました協同組合の再建整備法に對して、先ほど江田委員の質疑に御答弁があつて、よくこれはわかつたのでありますが、どうも心配し過ぎるか、ひがみかも存じませんが、私はこの状態では休会に入るまでの、即ち三月一ぱいにはこれは提案にならんじやないかということを中心配いたすのですが、農林大臣は確かに提案の自信がありますかどうか、お聞きしたい。

○国務大臣(廣川弘禪君) 相手がなかなか頑強であります。併しこつちも頑強にがん張る考えで、放言にとどまらないようにいたしたいと思ひます。(笑聲)

○委員長(羽生三七君) それではこの件につきましては、只今農林大臣のお話のように、実質上三月に成立するようとしてと大臣の御努力を願うわけでありませう。他にこの件について御質問があれば、次に農林委員会法案について岩男委員から発言を求められており

ます。

○岩男仁藏君 両大臣にしっかりと御答弁を願ひたいと思ひます。それはこの農業委員会法が衆議院で通過いたして、今日本院に送付になつておるのであります。衆議院の農林委員会において農業委員会法の採決に先立つて次の三つのことが附帯条件として決議されておるのであります。

一、農業委員会法の成立後、速かに政府は左記の事項の実現のため努力すべきである。

二、市町村農業会書記一・二人と予定せられてゐるのを二人に増員し、それに必要な経費平年額約九億円を増額すること。

三、農業改良事業については部会を設けて運営することとする。

こういう附帯条件の決議要項が出ておりますが、それについて次の三つの事項についてちよつとお伺ひしたいと思ふのであります。第一にこの附帯条件について先に申し上げますが、この事項を両大臣は確認されておりますかどうか。

○国務大臣(廣川弘禪君) 十分尊重いたす考へであります。

○岩男仁藏君 大蔵大臣はどうですか。

○国務大臣(池田勇人君) そういう附帯決議のあることも聞いておりますし、我々としても今後その線に沿つて努力したいと考えております。

○岩男仁藏君 農林、大蔵両大臣ともこの三事項は確認されておることははつきりわかりました。そこで面白い話です。右の決議に對しては政府は如何なる措置を講ずるか。又その措置の実施は確実性があるかどうかと

いうことをもう一遍確かめて置きます。

○国務大臣(廣川弘禪君) 確実性を持たしまして実施することに努力いたします。

○岩男仁藏君 大蔵大臣。(笑聲)

○国務大臣(池田勇人君) そういう決議があることも知つておりますし、それを尊重すると申上げておるのであります。而して又その決議以後におきましても、参議院のかたなんかもお加わりになりましてお話があつたのであります。その際も十分努力して見まします。併しその確実性の問題と申しまし、時期の問題につきましては、私はここでははつきり申し上げられませんが、できるだけその線に沿うように努力するという程度で一つ御了承願ひます。

○岩男仁藏君 そこが結局問題なんです。これは実は農業委員会法の採決、つまり賛否を決する上に非常にこれは重大な問題であると思ふ。我々はこれによつて態度を如何しようにも決定するわけなんです。二、三日

前日は予算委員会の傍聴に参りました。吉田総理は今年の予算の補正はせんと、こつちをどうしよう。これほど切つたことをおつしやるおかただと私は思ふ。予算はいわゆる予算であつて、情勢の変化によつてこれはすべきものだと思ふ。ならば吉田総理がえらからうといつたつて、それは予算です。(笑聲)補正せんといふのだから、せんといふのだからそこちよつと問題がある。補正をせんといふことになれば、あなたがたはこれを善処しようと言つたつて、その措置の実施をしようと言つたつて、私はこれはできやせ

ん。そういうことをはつきりお伺ひして置きます。そのためにいゝゆる補正予算として取るかどうか。恐らく一・二人といふものは八月までしかこれは賄へません。それ以後の金はない。二人といふことを確認した以上は、結局これは補正の問題である。これは協道に行きますが、隣釜石の輸入の問題にいたしましても、加里塩の輸入の問題にいたしましても、これはしよつばなからできないことで、補給金を出さなければ……それを補正せんといふ吉田総理大臣の答弁を私は聞いて、これはどうも善処するとか確認するとか、措置の実施についてどうするとか、そこちよつと抜け道があるから、どうもここがはつきりせんから、もう一遍農林、大蔵両大臣に一つ確認してもらいたいと思ふ。これは結局補正ですよ。

農林大臣、あなたは必ずこれをやるということは、補正せんければならんということになるのですが、そこを一つ御答弁を願ひたい。(笑聲)

○国務大臣(池田勇人君) 補正予算という、予算の補正といふことはたびたび使われるのでありますが、これは厳格な意味におきまして非常に分けて考へなければならんと思ひます。昔のようちよつと追加予算といふふうな意味に補正といふものを使われておりますし、それから年度の中途におきまして相当大

きい部分の補正、即ち各科目についての補正、こつちの質問をなさるかたが前提を置いてこつちの予算の補正をするかしないか、こつちの話をはつきりするのでありますが、追加予算のような意味の補正に使つてやると、吉田総理はその意味でお答へになつた

と

のではないと思ひます。いろいろ／＼な問題を考へて、予算を補正しなければならぬような場面が来ることは、これは事実が示しておるのであります。昭和二十四年度の予算におきまして、昭和二十四年度の予算におきまして、通常国会において予算を補正しますとは誰も言つておりません。二十五年にも言つていないのであります。二十四年度並びに二十五年補正をしたのであります。併しこの二十六年度になつて、そういう事態が起つて来るか、起つて来ないかわかりませんが、そういうような情勢がありましたにしても、予算審議中に全面的な補正をやるというようなことは、これは答へるべき筋合のものではないのです。だから事実二十六年度予算の審議中におきまして、日本開発銀行につきましては私は補正予算を出すつもりであります。これは今御審議なすつておる予算を變へるという意味でなしに、追加予算の意味の補正予算、こういうものはこれは起つて参ります。そういうものを絶対にやらないと總理は言われたのではないのでございまして、質問者はいろいろ／＼な問題を提へて、では補正予算を出すかという言葉はいろいろ／＼な意味があるので、吉田總理の言われることも確かなんです。(笑聲)それで私はそのあとこの補正予算はいろいろ／＼種類のものがあつて、個々のものについては補正予算を組まなければならぬ。現に年度が變つてゐるのじやないから……。今明日中に補正予算を出そうとしておる。これは新聞にも出ておる通りであります。だから言葉が違ひますので、そこをはつきりして頂きたい。そこで全般的な補正予算というのは、總理の言われるように今は出す

氣持はございません。併し個々の問題については、やはり行政をやつて行く上において、而も国会が開いておりますときには予備金は原則として使わずに、同じ意味の追加予算というものを出すのは、これは政治は活きものでございまして、初めから否定してかかるわけには参りません。こういうことで御了承を頂きたいと思ひます。

○岩男仁藏君 更に最後に申し上げますが、実はこの附帯決議というのは、御承知のようにこれは法律的の効力はありません。ただあなたがたが、今農林、大蔵両大臣がはつきりしたことを御答へがありましたが、やるかやらんか、これは結局決議したつてだめなんです。政治道徳上の問題でありますから、その意味において両大臣を私は信頼しております。今回に限つて信頼いたします。(笑聲)これで質問を打ち切ります。

○委員長(羽生三七君) この件に關して他に御質問ございませんか。

○江田三郎君 この農林委員会のことですが、今岩男委員の質問に對しまして何かもう一つはつきりしなかつたようなのであります。平年額約九億円の増額として本年度必要額を、補正予算という言葉はどうでもよろしいけれども、とにかく間に合うように組まれるということなんでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 組むように努力したいと、こういうのであります。組むとは約束しておりません。そういうふうな努力したいということでは御了承を得たいと思ひます。

○江田三郎君 これは予算のこととは別であります。この農林委員会の問題について農林大臣に根本的なことをお尋ねしたい。これは政府が農林委員

会法案を提出されましたものが、御承知のように衆議院において修正されたわけでありまして、その修正箇所は、一番肝腎な点は、階層別選挙をなくしたということでありまして。これは農地改革を推進するの階層別選挙ということは、一つの農地改革の本質的な性格の問題なんです。これが階層別選挙がなくなつて来るということは、従来の農地改革の精神とは根本的に違つたことになると思ひます。

それから更に三つの委員会を一緒にしてやるというのが狙ひであつたわけでありまして、只今の岩男委員が申された衆議院の決議にありますが、ここに、成るだけ改良事業については部会を設けて運営するということは、この農林委員会が農政局の仕事になつておりながら、改良事業だけを別に部会を設けて運営するということになると、当初の狙ひ、政府が企図されておつたところと非常に違つて来るのじやないか、更に今の予算の問題についても、一・二人が二人になるということとは、これ又大きな変化だと思ひます。そういう点を数え上げて行きます。そういうことも、農林委員会について政府が法案提出のときに考へておられたのとその後経過、特に衆議院における修正なり決議なりということ、本當に政府が尊重して行かれようとするならば、全くこれは性格の違つたものになつて来たと思ひます。ですから、そういう性格の違つたものであります。政府としましては、むしろこの法案を撤回されるほうが妥當じやないかと思ひます。これでまだまだ積極的な意義を認めておられるのかどうかということでありまして。

○國務大臣(廣川弘禪君) この法案を出した根本趣旨が、階層別選挙に關して衆議院で修正されたので、意義をなくしているのじやないかというお話であります。我々といつたしましては、立案した当初からあなたの考への通りにやつておるのであります。ただ国会の意思がそこに參れば、これは国会の意思に従わなければならぬと思ひております。まだ衆議院が終つたばかりであります。参議院のほうへはこれからでありますので、私たちは国会の意思を尊重する考へであります。

それから、その次の改良事業について部会を設けて、これ又三位一体にした構想が取れるのじやないかという話であります。これは今後事務の運営で、最初の方針通り一つ運営の妙味を發揮してやつて参りたいと思ひております。これをそういうことになつたら撤回したらどうかというお尋ねであります。国会の意思に飽くまで我々は従う考へでおるのであります。そうして、この案を通してまいまして、最初我々がやつたような方向で、そうして、運営の上でその妙味を發揮するということにいたしたいと思ひております。

○江田三郎君 私がこれからお尋ねするのは、予算のことは關係ないのでして、農林委員会に關する質問なんです。若しほかに大蔵大臣にお尋ねされる人があるならばいいのですが、そうでなかつたならば、この大蔵大臣には早く歸つてもらつて、それよりも先ほどの公約を(笑聲)実現するためにやつて頂きたいと思ひます。農林大臣にはこれからお尋ねいたします。国会の意思に従うのだということ

あります。併し大体この法案というのは、先ほど私が申しましたように、政府が最初提案されたときと非常に變つて来たというだけではない、もともとこの法案というものは、妙なものであります。この主管を農政局がやるということになるならば、農業改良なり、或いは農地改革なり、或いは調整の仕事なり、この三つについて調整の仕事が主でなければならぬということのはつきりしているわけでありまして。然るにその調整の仕事は、この委員会の性格からいいますと、初めに委員会ができて、それよりあとから附いて来るようなことになつて来まして、法案の体裁としてもおかしいものと思ひてあります。更にこの中心が、政府が考へてゐるやうにいわゆる主管の問題からしまして、食糧調整の仕事にあるとしますならば、この買入手続法の關係と一緒にこの問題を審議して行かなければならぬわけでありまして、この買入手続法の問題については、先般片柳委員からも、この調整の仕事は順調にやつて行くためには十五名の委員では足りないじやないか、少くとも各都府に一名ずつの委員がおらなければ、この仕事は円満に行かぬのではな

いかという質問があり、更に修正をするかも知れないということの言明があつたわけでありまして。更にそれだけではない、この買入手続法によるところのこの調整の仕事が、諸問機關でいかどうかということも問題があるわけでありまして、いやくとも供出につきましては農民に罰則を適用する以上は、罰則が適用されるのに、民主的な立法、こういう立法において、調整の仕事がただ諸問機關でいいはずはないわ

第三

けでありまして、これも恐らく委員の中からそういう修正の意見が出るのではないかと思ふのであります。かれこれやつて行きますと、全くこれは政府の最初考へておつたものと別個のものが生れつつあるわけでありまして、こゝなつて来ると、もはや私は農林大臣としてもあつさりこゝういう面倒なもの、自分の意思と違つたものになるやうなものについては、撤回なさることが適當ではないかと思つて、重ねてお尋ねするのであります。

○國務大臣(廣川弘禪君) どうもだんだん審議して来るうちに性格が變つて来るのではないかと、これは率直に引つ込めたいいじやないかというお話でありまして、併し我々としては、この農村における団体をつつとまとめて行きたいという希望はやはり同じであると思ふのであります。

その他のことは運用の上で万遺憾ないやうにしたいと考える次第であります。

なお細かい点は政府委員から一つ説明いたさせます。

○政府委員(藤田巖君) 只今江田さんから都道府県の農林委員会の委員の数十名の問題及び供出に關係いたしたるの諮問機關の性格を決議機關にしたかどうかというような御意見についての問題であります。これはこの前の委員会にも答弁をいたしましたのであります。我々といひましたは、委員十五名で大体支障ないのではないかと、この点を考へておるわけでありまして、この点についてはなお十分の御審議を頂きたいと考へております。

それから諮問機關の問題は、これはいろ／＼部内でも研究をいたしたので

ありますが、一般の委員会等の基本的な方向もございますし、食糧事情も相當緩和をいたして参つております。なお又農林委員会の性格から考へまして、あえて決議機關とせずとも、諮問機關といたしまして、その諮問の趣旨は十分尊重するということによつて大體同様の効果を擧げるのじやないかというふうに考へております。

○江田三郎君 そういふ細かいことはあとから問題になるのだからいいのであります。そのときに問題にいたしますが、ただ私が申上げたのは、この法案は、法案として非常に恰好のおかしなものであるということ、そしてこの性格がうんと變つて来出したというところ、而も若し農地改革というところを本當に考へておられるならば、飽くまでこの委員会というものは階層別選挙でなければならぬはずでありまして、階層別選挙をなくするということ、もはや農地改革については從來と全く方向が逆、逆とは申しませんけれども、違つて来るわけなのであります。そういう点につきましては、今日も朝日新聞でありましたか、読売でありましたか見ると、イギリスの輿論として、日本の民主化が逆行しつつあるのではないかと、その一つとして農地改革というものが歪曲されつつある、こゝういふようなことも出ておるわけでありまして、もと／＼この三つの委員会を一つにするということが無理なんである、性格の違つたものを一つにするがために他の委員会、つまり改良事業なり或いは調整事業については、これは階層別選挙というところは異議がない、併しながら農地改革の面においては、飽くまで階層別でなければなら

ん。そういうのはつきり違つた二つのものを一緒にして、そしてこの農地改革以外の仕事の面から、この階層別選挙というものを抜きにしてしまふということ、これは農地改革だけでは、農地改革単独の問題としては、階層別選挙を曲げるような、これを抹殺するような反動的な措置は政府としても恐らくできないから、他の委員会の仕事に便乗してこの農地改革を打切らうとするのではないかということ強く感ずるわけでありまして、それは私が感ずるのではないに、先ほど申しましたやうに新聞に現れておる、イギリスあたりの意見として相當さういふ問題が出ておるわけでありまして、今議和を前にいたしまして、本當に世界の各国に日本の民主化が逆行しつつあるというやうなそういう印象を与えることは、果してどんなものだろうかということをお考へ願ひたいと思ふのであります。この階層別選挙については、私は重ねて大臣に一つ見解を承わりたいと思ふのであります。先達て本委員会におきまして關係政府委員の答弁によりまして、階層別選挙が抹殺されたということは遺憾であるというところを言つておられた。大臣は一体どう考へておられますか。

○國務大臣(廣川弘禪君) 私もその通りに考へております。(笑聲)

○江田三郎君 大臣みづから遺憾であると思へるやうなことをこれ以上言つたつて何ならんのかも知れませんが、常識としてはこれは変なものです。

○三輪貞治君 只今の問題と関連があり、又折角大臣のお見えの機会でありまして、根本的な問題について一つ

お伺ひして置きたいのであります。それは現政府、もう少し局限すれば農林省の農林政策というものの對して私たちは一つの疑を持たざるを得ないのであります。それは結論を申し上げますと、一貫性がない、行き当りばつたりと思ひ付きであるといふやうに考へられるのであります。それは一方におきましては農業協同組合等は経済的な団体でありまして、農民の経済を守る組織でありますから、こゝういふものは成るだけ統合して強力なものにするということが必要であるにかかわらず、農協が皆反對しておるのに、林業協同組合といったやうなものを意用せられ、或いは又農協の中には非常にたくさん部門に分れて、それ／＼に仕事をするとやうなことが認められておる。併しながらたくさんあるからといつて、そう大して経費のほうでも問題にならないやうなものはこれを統合して行く。又最近安本のはから出ております国土調査法等を見ますと、或いは、一應農地改革等は供出制度等も終つた、そこで農地改革の進行過程におきましては土地の台帳等が不備のために非常に困りまして、或る場合には農民から一筆調査の料金を取つて、それでやつとやつた。或いは又供出制度におきまして、その基本的な土地の調査が不完全だつたために非常に困つておる。ところがそれは一応見通しがついて終つたと言つておるのではありません、その後において今度は三百億もの費用を要するところの国土調査を今からやる。こゝういふやうに考へて来ますと、私は政府の農業政策といふものに一貫性がないのではないかと、或いは又今江田君が言われまし

た性格の全く違つたものでも、遺憾ではあるがこれをばやる。これは惡意に解釈すれば、実は政府自体が今の修正案でやりたかつた。ところが、農林省部内で、農地局等である／＼な意見があつたので、こゝういふことで出して置いて、国会の責任において自分の望む方向に持つて行つたのだと、こゝういふやうに解釈されないこともない。農林大臣が私の郷里の宮崎に見えられたときに、新聞にモクマオという木をば海岸に植えて、その下に豆科植物を植えて搾油をやつたらいいと言われたというところを新聞記者が書いておるが、モクマオといふものは見たこともない、又私のほうにもその言によりまして郷里からどん／＼註文が参りまして、農林大臣からこゝういふお話があつたから、その種子や苗を林業試験場に取り寄せてもらいたいといふことであつたけれども、それは林業試験場にもないといふことで、熊本かどつかでお聞きになつたことを宮崎で言つておられる。こゝういふことがあつたのであります。こゝういふことが農林省の林業政策にも感ぜられてならない。このことについては一つはつきりしたことをこの機会に大臣からお伺ひして置きたいのであります。

○國務大臣(廣川弘禪君) 最初に協同組合等が非常に分れておるのを放つて置いて、こゝういつたやうな性格の違つたものを一緒にするといふことは、政策が一貫しておらないのじやないかといふお話でございますが、これは協同組合が自主的に一緒になるものについては、決して我々はこれを云々するものではないと決しては決してこれは反對いた

さないのであります。ただここに掲げた三つの委員会をまとめることによつて、少くとも村の各末端の農業に關して一つの委員会を持つて、それが全部の推進力になることがよろしいという考えでやつておるのであります。又土地調査のことでもあります。これは日本の国土総合開発その他において、どうしてもしなければならぬことだろうと考えて、安本の計画いたしておるものに我々は賛意を表しておるのであります。最後にモクマオの話であります。これは私が東京を立つ前にすでに発表をいたしておるのであります。又現地の長崎、或いは熊本等においてはずでにそれが繁茂いたしております。モクマオ自体が豆科植物でありまして、これが土壌を非常に豊穣にさせる植物であります。而も又遠くから見ると松によく似た木でありますので、あの松食虫に荒されたところではあれを植えるのが妥当であると考えております。種は近いうちに入る予定になつておりますので、どしどし御注文に応じます。

○委員長(羽生三七君) ちよつと申し上げますが、三時ちよつと前に農林大臣は他に行かれますので、政府委員にお尋ねする問題は後刻に願ひまして、特に農林大臣に御発言ある場合これを続行することにいたします。

なお先日当委員会江田委員から農業委員会法案について衆議院の修正部分について、衆議院の農林委員の出席を求められておりましたが、只今衆議院議員野原正勝君が御列席になりましたので、この点も併せて申上げて置きます。

○岡村文四郎君 なか／＼大臣の御出

席を求めても思うように出席がないのであります。この際少し根本のことをお願いいたします。私が聞きまして、これは重要な問題であるにどうも輕視されかけておるといふ心配をいたしております。国内で増産をするに努力をしなければならぬし、努力をしておるわけでありまして、そこそこ日本人は、米を主食と考える傾向が非常に強いのであります。これを何とか避ける方向に持つて行かなければならぬと、実は前から心配いたしておりましたが、今度政府の考えになりました。麦の統制撤廃の経過を見ますと、又政府も米のみを国民の主食として取り上げて行こうとすることがはつきり見えるのであります。これは甚だ我々には放任して置くことができないのであります。それは大臣は、いや、そうでない、麦も食うのだと、こうおつしやるかも知れません。私は麦と米は絶対に離すことができない日本の主食と思つております。あとのものはそこまで行かないでもよいと思ひますが、この際そういう輕い考えをしたのでは、日本の将来は非常に心配が多いと思ひます。先般本会議で安本長官は、八百八十万石の麦の買入れは、希望があれば買入るのである、配給ルートには乗せなくてもよいのである、こういう御答弁をされておりましたが、聞けば聞くほど誠に遺憾であります。そういう政府の政策では、我が国の食糧はいつまで経つても自立をしないという結論になると思つております。そこで問題は、日本人の今までの政府の

やり方は、増産をすれば価格を下げる傾向に持つて行つたり、又統制を緩めたりすることが現在の政府の考え方でありまして、生産をします者が、ほかのものは増産をすればそのものの価格は当然下がるのが当り前でありまして、日本の食糧だけは、増産をすれば逆に価格を上げて行かなければならぬ。これは重要なことで、外国から小麦、小麦の相当の輸入をいたしますが、私はそういうものは、一物も輸入しないで、他の工業原料を輸入して、初めて日本は安定をしようと思つておられます。ところがそういうことはちつともお考えにならないで、高い小麦や大麦を輸入しても、日本の国内に生産されるものは買わないわけじゃないが、放つて置こうという態度を見せたり、農家にいたしましては折角作つた麦が、あとから価格をい／＼事情を参酌してきめるとは書いてあります。希望値段に売れないことは当然であります。そこで前にも大蔵大臣は、国際価格に拘束せざるのだから、それでこつこつ価格になるのだという話をされておりますが、日本の食糧は国際価格ばかり考えてやつておきますと、いふまでもないことになると思ひます。私はどこまでも、少くとも米と麦は当然大事な主食として、将来まだ年限はわかりませんが、殆んど半永久的に取上げて、しつかり政府が握つて、それに農家が協力する建前であればならぬと思つております。それでありますから米でも麦でも増産をすれば価格が上つて来る、こういうことにならんとはいかんと思ひます。その理由は、例えば米が普通であれば一反歩に六俵取れ

る、少し努力すれば七俵取れる、もう一層増産したいというので八俵取ろうといたしますと、その一俵のために全部の生産価格がぐつと上つて参ります。そういうために、どうしても多く生産をすれば価格を上げてやらなければ日本の農業は成り立ちません。それでありまして、考え方を根本に變えて、そうして麦と米はどきまでも日本の主食でなくちやならぬという建前でやるのでなければ、やがて非常に困る事態が来やせんか。若し多く作つて安くなれば、百姓は少く作つて、決して強いて苦勞はしない。価格を下げる必要はありません。六俵取れるものは四俵にし三俵にして、その価格に売れば同じであつて、そういうことを考えることは実に遺憾なことであり、慎むべきことであると考えておりますが、どうも政府の今考えております案は、私の非常に遺憾とする逆に行きそうな傾向があります。大臣は一体どこまでお考えになつてゐるか、お聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) 食生活においてこの麦、米の占める重要な位置のことは、あなたのおつしやる通り私もそう考えております。ただ戦後におきまして非常に米に依存するよりも、粉食に依存することが實際に勧奨されまして、パン食或いはその他に転換いたしておることは非常によろしい傾向であると思ひます。ただこゝで、そういう場合に一体どうして麦を、米のみ残して麦だけ最初に外すのかというお尋ねのようでありまして、これはたゞ／＼私申上げてゐる通り、この麦の大事なことを決して没却してゐるものではないのであります。

て、ただ農村から希望があれば八百八十万石は買取るということ、この八百八十万石の数字は、大体今までの政府の買入れの基準量であります。この基準量を置いておきますれば、決して農村において仮に売却されたようなことがあつても政府が買ひに出れば、地方で売却されたようなことがあつても政府が買入れれば、必ず私は値が上昇すると、こう考えておるのであります。

それからあなたのおつしやるように増産すれば安くなるというようにことではないと思ひます。であります、これもたゞ／＼申上げておられますが、それ相當の価格に、その当時の価格にいろ／＼な物価指数や何かを見て、価格は適當に變へて行きたいと、農村の希望するような価格にしたいと、こつこつおつしやるのであります。決して麦を私は低位に置く考えはないのであります。ただ統制を外しまして、そうして能率を上げて、最も能率のよろしいようなものの方に行きたいというところが主眼であるのであります。でこの麦についても、我々は農林省といひましては、全国の農地の拡張といひましようか、拡大といひますか、これを懸命に努力いたしております。農地局においてはすでに只今案を脱稿いたしておいて、農地の拡張に全力を挙げて、そうして日本の食物が日本で全部賄えるような方向に行きたいと思ひます。只今あなたのおつしやつておられますように、麦を輸入しないで、それだけのお金を工業の基礎原料を得るために使つたほうが最もよろしいということはその通りであるのであります。私たちもさうに考え

て、本年度の予算も非常に少いことを皆さんにお叱りをこうむつておりますが、これについても懸命に努力をいたしておるような次第であります。

○岡村文四郎君 一 応政府が表を自由にするだけで、何も軽視しておらんと
いうような形でお話でありますが、保
障価格といいますが、そういうたよう
な価格を一応政府はおきめになると思
います。そうしますとそれより少し
高くに又商人が買う。そうしますと

農家も十分な生産費に足りるような価格がとれないし、消費者もその商人のために結局高いものを買わなければならぬ結果になつております。これは辞退が多うかつたということが言われておりますが、これは米も麦も同じような辞退がありますが、麦の辞退は、喜んで食うように仕向けないから、あゝいう辞退が起きるのだと思つております。そこで政府のほうで、麦を完全にルートに乗せて、自由ではあるが買入れるようにするには途があります。その途も何も講じておらんと私は思つ

ております。地方で聞きますと、これから西の麦ははや五月、六月になると取れます。ところが政府に売る以外にどうしようも方法がない立場に協同組合があるのであります。そうなりますと、結局政府のきめます保障価格というものは私は安い価格にきめられる、六四％ではありますまいが、それにしても決して高い価格には私はきめないと思っております。そうすると、安く買うとは考えておらんというお話であります。安く買われる結果になると思う。若し政府が買わなくても商人が少し高く買つて、そうしてそれを加工をして儲けるのは中間商人がすると

いうことは間違いない。若し政府が十分な価格をおきめになるという意思があるならばお聞かせ願いたいと思いますが、私は米の比率の六四％でありますから、パリティにいたしましたしてもほかの物価が上つておりますから多少は上りましようが、決して日本の農家が生産費に見合うような価格を政府はきめないと思つておりますが、その点どういふふうにお考えになつておるか聞きたいと思ひます。

○国務大臣(廣川弘禪君) これは前々申上げておる通りその当時の価格として、決して農民に嫌われない価格に我々我はしたいと、こういう考えでおるのではありません、閣内においてもこの問題は話合つておるような次第であります、あなたの御懸念のような点は、我々は十分考えて善処いたしておるのであります。それから又買入れる場合のルートのお話であります、これもやはり今のように協同組合等を通じて正式のルートで我々は買入れたいと、こう考えております。

○三輪貢治君 さつきの質問でもちよつと触れたのでありますが、農業委員会法が衆議院に上程される前に、与党である自由党の政務調査会等でも相当これは研究されたことであろうと思うわけであります。その絶対多数を以ておられるところの政府与党が、政府の提出したところの法案をは、これをばちかように根本的に性格を変えるような修正をするということは、これはちよつと常識で考えられないのであります。ですからさつき私が申し上げました疑心暗鬼が起きて来るのであります。これはどういふことでありますか。政府はもと／＼修正案のようなものは本

当は 本心では望んでおられたわけですか、そうでなければ与党に対する対策が不手際でありましたか、そのいずれでありますか、ちよつとはつきりして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) この法文を作つて出す場合にも、やはり政府は与党である政調会の了解を得てやつておるのであります、あなたのおつしやるような悪意を持つて決して政府は臨んでないのであります。事務当局で十分積み上げて検討いたしましたのであります。最初から我々は階層別選挙を主張して参つて来ておるのであります。ただ政府の者が党に對しての政治力が足りないためになつたと私は思つております。

○三輪員治君 階層別の選挙がなくなつたということは、これは非常に大きな意味を持つのでありまして、農委委員会の中における、過去における農地委員会との携つておりました仕事の重さというものが非常に変わつて来ることを意味するのであります。併しながら現

実に政府の考えておられるように、農地改革は完了もいたしております。し、現在すでに闇売買の事実も全国各地に相当見られるのであります。又農地改革の最終の目的であるところの大きな仕事として考えられております交換分合等も将来の仕事として残されてあるわけであります。そういつたように決して政府が考えられておられるように農地改革は終わっておりません。まだ重要な段階にあるわけであります。が、そういう状態において修正案によつてできます農業委員会が、その重要な仕事を一果し得ると確信を持つてお考えになりますかどうか、この点

お伺いいたします。

○国務大臣(廣川弘禪君) 若し国会において修正されました場合におきましても、最初我々が考えたように農地改革の有終の美を飾るよう、に十分努力いたしたいと思っております。

○柳真吉君 時間もありませんから極めて簡単に御質問いたしますが、実はこの前の委員会で農林当局に御質問いたしました実は麦の統制撤廃に絡みましてのその後の需給推算につきまして、どうも見方が多少甘いという感じがいたしますので、直接大臣にお尋ねいたします。と申しますのは、十一月から米だけで一合五勺の配給にする、こういうことでありまするが、そうなつて参りますると、麦のほうは自由販売、自由消費、誰がどういうふうに消

費してもよろしいということになるわけでありまして、そうなつて参りますと、外国からの輸入量は私は当然に殖えて来るのではないだろうか、計画配給をしておりまして、主要食糧以外の消費を相当抑えておりますから、

それで例えば二百八十万トンであるとか或いは三百二十万トンという数字が出て来るのだからと思いまするが、米だけの配給にして、差額の 一合二勺が完全に人間の腹に入ればよろしいのでございますけれども、或いは動物の腹に入つてしまつたり、或いは他の工業原料に廻つてしまひますと、当然にその分だけは外国から入れて参りませんと、とかく人間の主要食糧の消費量は足らなくなつて参りますので、従つて麦の消費が勝手になりますれば、数量はなか／＼むずかしいと思ひまするが、当然観念的には相当量値えて参る、輸入量が……。それからもう一つ

は、麦なりいも等だけしか作つておらん農家が相当あるわけでありまして、この農家も当然米の配給を要求して来ると思ひます。そうなつて参りますと、やはりその方面からも農家配給が、米だけでも相当殖えて参つて来るということで、実は政務次官あたりの御答弁では、大して殖えないだろうというふうなお見通しでありましたが、これは私は非常に簡單な理窟でありまして、勿論今までも闇で使つておりましたから、相当のものが蔭の消費はあつたと存じますが、併し大ぴらにとかく麦を誰がどうして使つてもいいことになりますると、当然人間が喰べる以外に用途が相当殖えて参ります。そうしますと、大体従来通りの人間の食糧を確保することになりますれば、それだけ輸入數量が殖えて参らなければならんだろうという点をお伺ひしたいわけでありますが、これに對しまして大臣の御答弁を伺いたいと思ひます。

それから一括して御質問いたしますが、これは大臣は御承知がないかと思うのでありますが、多少これは皮肉めいた質問になるかもしれません、麦の統制を外すということと今いろいろお考えになつてゐるようであります、ただ最近に、麦の副産物であるふすまとか糠の統制を一部やつておるわけであります。これは政府の通牒で、これ以上にあふすまというようなものに変つてはいかん、これはまあ非常に行政的な措置ではありまするが、もとを全部政府が握つておりますから、これは聞かざるを得ないというわけであります。そうしますと、肝腎の麦は外しましても、副産物のほうの統制を

すでにやりかけておるといふことは、頗る主義一貫せんではないだろうか、副産物さえ一部統制に着手しておるくらいであります、これはやはり麦そのものも統制いたしませんと、理窟に合わないのではないか、又事態に反しはしないかということでありませうかと思ひますが、重大な問題であると思ひますので、お答えを頂きたいと思ひます。

それから第三の点は、これは私が特に心配をいたしておる点であります、なか／＼外国から食糧を入れるという事については、まあ非常に強気な御意見を承わつておりますが、やはり私は依然としてまだ心配をいたしておりますが、その場合に、日本国内では麦なら麦の統制を外しまして、そうしてアメリカその他の連合国に対しては、日本に対してぜひとも二百八十万トンに優先的に一つ入れて欲しいと、こういう要求は少くとも矛盾をしはせんだろうか、で私も多少の知人を先方に持つておりますので、いろいろその方面の意見も聞いておるわけですが、国内でもう統制を外して、勝手に消費なりを認めておつて、そうしてアメリカ等に対して、日本に優先的に多量に食糧を一つ出して欲しいというとは、如何なることがあつても理由が立たないのではないだろうかという点で、やはり今後の外国食糧の優先確保という点に相当の心配がありはせんだろうかという点を、実は心配をいたしておるのであります。これに對しましてどういうお考えを持つておられるか。

それからもう一つは、七月以降のガ

リオアが殆んど見込薄であるという情報を聞いておりますが、これを正確に、何か大臣といたしまして最近の情勢をお聞きになつておりますかどうか。

以上三点につきまして一つお答えを頂きたいと思ひます。

○国務大臣(廣川弘禪君) 最初の、この麦の統制についてのお話、或いは又輸入の見通し等についてのお話であります、それについて、国内の食糧が実際に今までやつておつただけのものが一般に配られるかどうかという御懸念のようでありますが、私は現在のこの粉食その他のものの辞退の量等を見て、私は決してそういう心配はないと思つております。それから又これが工業原料或いはその他家畜等に侵蝕されるんじやないかというお話であります、これは成るべく我々としていたしましては、この家畜の飼料等はそれに相応したものを入れたいと考えておるのであります。それから又工業原料等に至りましては、ブタノール或いはその他のことを御指摘のようでございませうが、これもそれに比較して、安易にものを輸入するのがやはり工業家としての私は行き方であると考えておりますので、多少これはほかに流れましても、やはり食糧として一つの大きな潮流で流れる私は考えておるのであります。それから次の麦の統制を外しても様々何かはまだ縛つておるじやないかというお話であります、これも麦糠、或いはふすま等についてももう外してあるようであります。ただこれを委託いたしておるものでありますから、その価格が上昇しないように指導いたしておるんだとてであります。それ

れから最後のお話の点であります、ガリオアのお話であります、これは正式な通知を政府はまだ受けておりません。資料を持つておりません。それから又先方のほうに二様の見方があることを私よく承知をいたしておりますが、国内の情勢をよく判断されて、我が意見に同調して頂けると私は思つております。

○片柳眞吉君 時間もありませんから、詳しいことはやめますが、ふすま、麦糠は指導というお言葉ですが、実は御承知の通り大部分が現在委託加工になつておりました、而も原料を握つておることが一番強力なあれでございまして、私は実際には指導以上の強制措置と考えております。

○国務大臣(廣川弘禪君) 成るべく御期待に副うようにいたしたいと思つております。

○江田三郎君 農業委員会について衆議院のほうで階層別選挙の点を修正されたわけでありまして、この点につきましましては、私は本委員会におきまして政府側にたび／＼質問いたしましたように、農地改革をやつて行くならば階層別の選挙というものは一つの本質的な性格の問題だと思つております。これは階層別選挙をするということとは、何もそれによつて農村の内部に強いて階級対立を起すということではない、何と申しまして長い間の我が国の制度によりまして、小作農という者は下層にされて来たわけでありまして、若し農地改革を推進するところの農地委員会が一般的選挙によりまして、農地改革の立場を代弁する諸君が委員に選ばれる機会が少いのであります、そ

ういふ点を公平に発言をさして、そうしてこの農地改革を円滑に推進して行かうというものが階層別選挙の行き方だと思つておりました、この階層別選挙というものは、農地改革というものがなほ続行行ける限りはこれは抹殺してはならぬ本質的なものだと思つておられます、そういう点を衆議院のほうで修正をなすつたのは、一体どういふような立場に基いておられるのか、その点を御質問申上げたいのであります。

○衆議院議員(野原正勝君) 階層別選挙をやめるようにいたしました理由と申しましては、政府のほうからいろいろとお話もあつたと思ひますが、農地改革も一応の段階に達したことはすでに皆さんのよくおわかりの通りであります。そこで農地改革は一応の段階に達したと言ひながらも、まだ残された問題がたゞさんあることも私も承知しております。併しながら今度の農業委員会の持つ本質的な使命と申しますものは、むしろ私どもは農地改革をしてより一層その意義を徹底させる、有終の美を収め、そして非常に苦しむ今後の農村の経営をもつと技術的に高めて、そして農家の生産性を高めて、文化の向上にまで高めて行くためのいわゆる建設的な農業委員会であらうもの、そのためには小作階層といふものに特にこだわる必要はないじやないか、御承知の通り農地改革の過程におきましては元の地主、或いは小作といふ者のい／＼な利害関係の対立もあつたのであります。従つて小作階層に対する特別なその主張を代弁する委員会の役割といふものも当然ある

べきであつたと思つておりますが、すでに農地改革も一応の段階に達した。今後残された問題としましては、未耕地の取得であるとかいふふうなものもすでにそうたくさんはないのであります。いわゆる交換分合といふような仕事はむしろこの農業経営の合理化のための一つの大きな仕事としてこればやらなければならぬ仕事かと思つておられます、こゝういつたものはすべて農業の進歩と発展のために、地主も小作も全く過去における日本の地主制度といふものがもう全然なくなつてしまひました今日におきましては、むしろ相互の理解と協力以外にはその解決の方法はない。その今までの農地改革を行ひ来たつた過程におきましていろいろの対立、中には好ましがらざる闘争もあつたのであります、すべてそうした過去のことは一切を水に流して、むしろ農村全体がお互いに理解と協力を以て手を握り合つて今後の農村の振興と発展を期する以外には途がない。さういふことは私も考へまして、そしてむしろ大きな意味においては今後農業委員会といふものの使命は、いさゝか、本當の村作りをこれからやるのだという仕事、そうした面に重点が置かれて行くべきであらう。さういふ考へましてむしろさういふことに農業委員会といふものの大きな使命を持つて行くとするならば、小作階層といふようなものに余りにこだわりを持つていふことは、今後の日本の農村の向上と発展、それを期待する上においてはこれは無意味である、むしろこれは弊害を伴うのじやないかといふような点を考慮いたしまして、実は私も民主

党側ともいろいろ相談いたしました結果、これはむしろ政府は一応農地局側等の主張を考へて、階層別ということにしてあつたけれども、むしろ委員会としましては、独自の立場からこれはその階層別選挙というものをやめたほうがよろしいという結論になりました。今回のような階層別選挙をやめるということにした次第であります。

○江田三郎君 今のお答えを聞いておりますと、今後の農村の問題は、あえて地主とか小作と言わずに、一九になった村作りをして行くということなんでしょうが、併しなが一休今までの農地委員会というものは、それでは今言われましたような弊害を非常に伴つておつたかどうかということなんでしょう。成るほど若干の部分的には階層を起したかも知れませんが、併し何と申しましたところで、長いこの小作制度、封建的な制度、これを新しい制度に改め直すためには、むしろ私はあの程度の階層なら少いほうではないかと思つたのであります。而も今度の委員会になつて来るといふと、小作農の内容は十五名のうちの僅か五名であつて、その他の者が十名を占めておるといふこと、この小作農の諸君の代表が如何に強引にやろうとしたところで、数の上でできないようになつてゐるわけなんです。そういう点では今御心配になるようなこの小作農の代表を出すことが、農村の円満な村作りを阻害するということとは、私にはどうしても背けないのであります。

ける小作農の数というものをどの程度あるかというようにお考えになつておるか、或は又もはや交換分合等残された問題はあまりないようにおつしやいますけれども、我々はそれは考えないのであります。例えば政府が発表しましたあの自立計画、三カ年計画によりまして、三カ年間に十六万町歩新しい耕地を作り出すという計画が出ておるわけでありまして。或いは又今度提案になりました国土調査法は、これによつて土地の分類をし、そして新らしい利用の途を開こうということになつてゐるわけでありまして、そういう点から、又或は先ほど農林大臣がこの席で言われましたように、全国の農地の拡張に全力を挙げよう、こういう言葉も出ておる。そうなるというところまでまだ未墾地の開墾等の問題がこれから新らしく次々に出るわけでありまして、そういうような今後の未墾地の解放の仕事がどのくらいあるとお考えになつておるか、或は現在小作農という者はどの程度あるとお考えになつておるか、若し現在の小作農の仕事というものが問題にならん少数であるならば、これならば何も階層別の必要はございません。これは階層別がないことが理想なんでありまして、一日も早く農村で階層別をなくしたい、階層別はなくしたいが、現在は私はまだこれは無視できない相当の数があるとお考えのおるわけでありまして、一体あなたがたのほうでは小作農の数をどの程度にお考えになつておられるか。あの衆議院の提案説明を見ますと、小作農家戸数は二%であつて、小作兼自作は四・二%であると、こういうような説明をやつておられたように聞くので

ありますが、そういう御認識でやられたのかどうかということでありまして。そういう点をお答え願ひたいと思つてあります。

○衆議院議員(野原正勝君) 現在の小作農、全農民の中における小作農の占める割合というのに関しましては、農林省からの資料に基きまして、私は農家の戸数におきましては約一割強、又面積等におきましては六割強であるというふうに承知しておりますが、併しなから私どもは先ほどの江田さんのお話で、私もこの階層別選挙をやめた理由の一つとして、農地改革がすでに十分分つた、今後殆んどないという認識でやつたのかというお話のようでありまして、私はさういふことは考へてないのであります。まだまだこれからやらなければならぬ仕事が多分承知しております。併しなからいわけゆる日本における農地改革という非常に大きな仕事、農地委員会が果たした大きな業績というものはよく知つておりますけれども、今回の農業委員会との性格と申しますものは、私が申すまでもないことではあります。その農地改革の残された部門を今後も続けてやり、なおそして又食糧供出の面であるとか農業計画の面におきましては、従来の農業調整委員会が果たして来たいろ／＼な役割をこれ又継承いたしまして、そして同時に又我々が今後のいわけゆる終戦直後のあの不安と混乱のうちで果して来たつた、落着かない農業のあり方から、今後はむしろ農業の経営というものをもつと科学的に或いは技術的にこれを向上させ、そして真に民主主義時代にふさわしいところ

の農業の本当の立派な健全な姿というものを想定いたしました。我々はその大きな農業の進歩と発展を目指して今後の委員会を進めて行き、農業の発展のための委員会にしたいということでも、いわけゆる農業改良等の大きな部門をも同時に果して行く。従つて農地改革であるとか、或いは又食糧供出或いは農業改良と、こういつたいろ／＼な目的が一つの大きな一丸となつて一つの委員会をこしらえて村作りをやつて行くということを私も期待しておりますが、農地委員会の延長でもなければ、或いは又農業調整委員会の延長でもあつてはならない。さうしたものを含めて、いわけゆる農業改良等の大きな今後の仕事にだん／＼と重点が移つて行くという段階にあらうかと私は思つております。従ひましてここに於いて小作階層一割二分ほどありますが、その一割二分の小作階層に對しまして、三分の一、三三%という比率を以て小作階層から特に委員を選ぶということの必要が果してあるかどうか、私も只今江田さんの御説明にもございまして、この十五人のうち僅か五人の小作の委員を選んだところで大した発言の力はないのじやないかというお話がございまして、さうであるならば何もその小作階層から三分の一を選ばなくてもよく、むしろ全体がなせもつと徹底した村作りのために素樸になつて日本を再建、農業の建設を図らないかという点は、むしろ小作階層というものを残すことが私どもは無意味であり、弊害を伴うものである。さういふ認識の上に立ちましてこの階層別をやめたのであります。

○江田三郎君 小作階層を残すことが弊害を伴ひ無意味であると言われますけれども、小作階層というものは現実にあるのでありますから、そういう現実にはつきりとした階層的な区別があるものを、私はあえて無視するといふ行きたは、これは間違ひではないかと思つたのであります。やまゝいたしますと、或いは国の問題については挙国一致が唱えられ、或いは愛郷心が唱えられ、或いは愛郷心が唱えられ、さういふようなことを以て現実の矛盾というものをお覆ひ隠すといふような行き方がしばしばあるわけでありまして、さういふ行き方が一つの根本的な問題としてましては、我々をあの悲惨な戦争に追い込んだのではないかと思つたのであります。現実にはこの区別のあるときはやはりその区別を認めて、そしてその区別をなくするようにやつて行くことが我々の仕事でなければならぬと思つたのであります。なお今小作農の戸数は一割二分だということをおつしやいましたけれども、これも農林省の統計によりまして一割七分二厘という数字が出ておるわけでありまして、さういふ点にもあなたがたの少し誤解があるのじやないかと思つたのであります。それからこの問題、農業委員会の問題を我々が取上げるのに一つの根本的な反省が必要だと思つたのであります。それは妙な一つの条件から出たものであるわけでありまして、本来性格の違つたものを三つ一緒に置いて、その違つたものを三つ一緒に置いて置いて、それで一本のものを割出そうとするからして、辻褄の合わないようなことばかりをしれば議論して行かなければならぬのであります。むしろさういふ問題

は、はつきり三つの委員会は別だといふ、そういうことに持つて行くほうが私は妥当ではないかと思うのであります。現に衆議院におきましても、改良事業についてはこれは別な部会を作つてやろうといふことをおきめになつた。若しこの委員会が本場に結構なものでありますれば、ああいうふうな改良事業についてだけは別な部会を作らうというふうな御決定、決議はなさらないかと思つたのであります。或いは又この予算の行使の方法を聞いて見ましたところで、農政局長の言によりますると、旅費、事務費等は三つの委員会、旧来の三つの委員会の仕事に均分に三等分するといふやり方をとつておる。一つの予算があつて、一つの委員会があつて、そのうちの金の使い方にについては三つに分けて使わなければならぬといふところに、この委員会がもと／＼無理な委員会であるといふことであるわけでありまして、そういう無理な委員会、本質的には一つでないものを一つだといふ条件を出されて、その無理な条件に立つて問題を究明して行こうとする、問題を検討して行こうとするから私はい／＼な間違つた結論に到達するのではないかと思つたのであります。そういう点は衆議院のほうで、改良委員会は別個の部会を作るといふようなことを御決定なさつたのでありますならば、若し衆議院におきまして、この委員会は本来三つの委員会に分つべきであるといふような、そういう決定をせしめた場合には、あなた方はこれに應じて両院協議会等で御協議下さるかどうかといふことをお尋ねしたい。

○衆議院議員(野原正勝君) 小作階層

の問題等、私どもは農業委員会をどういふ形でとりまして、小作階層別の選挙を行わないで、小作階層の利益を全然考えないといふふうな理論の上に立つておるのでは全然ないのではありません。むしろあらゆる角度から考えまして、この小作階層といふものを特に取上げて、そこから委員を選ぶといふふうな見かたをすることが何かこたわりがあるのではないか。農村の本當の健全な姿にならうとして、率直に申すならば、農地改革の當時におけるところの小作農民が抱いて来ましたい／＼な立場における、いわゆる階級闘争的な立場をとつた小作階層もあつたようでありまして。今日におきましては全くそれが平静に戻つております。そうしてむしろ自分たちは折角農地改革によつて自作農になつた、或いは又多少の小作を持つておる者も、持つておるけれども、併しながら今後、何としてこの苦しい農業生活を我々はやつて行くかといふようなことで、い／＼と過去の事情に對してもすでに反省をしておる向きも多いようであります。私どもは現実に農村を廻つて見て、そういう部面にたくさんぶつかつておるのであります。従いまして何もここに小作階層が多少でもあるから、その代弁をするところの委員を持たなければならぬといふことになりまして、あらゆるものがすべてそうした数的比例を以てこと／＼に委員の選任に當つてその比例で以てやるといふふうなことが、果して日本の農村に役立つかどうかといふことは、私どもはどうしても納得の行かない点であります。そうして又只今特に農業改良の問題につきまして部会を設けたといふ話もござ

いまして、これは先般の衆議院農林委員会における一つの希望の事項として、特に農業改良に對して十分な考慮を払わなければならぬといふ意味における決議であつたのであります。が、私どもは飽くまでもこの農業委員会なるものは、そうした農業改良の仕事も、或いは又農地改革の残された部門も、或いは又必要に應じては国民の食糧供出といふような重大な仕事、これらのものをやはり一つにした大きな仕事を果して行くべき委員会であつて、それがでんでんばら／＼に三つの委員会が存在してそうしてやるというやうなことは、今日におきましては考へていないのであります。我が国の、日本の農村の現状を見ましても、その三つの委員会を置くほど、それほど農業委員会の数は減らして、そうしてでき得べくんばそこに強力な事務局を持つて、そうして指導員を置いて仕事をやるということがむしろ望ましい段階ではなからうかと、私は考へております。

○江田三郎君 どうもい／＼御説明聞きますけれども、私どもとしては納得できないのであります。一つの委員会、一つの委員会といふことを言われましても、実質は先ほど申し上げましたように一つの委員会でありながら農業改良に関するものは別な部会を作らなければならぬといふ決議が生まれて来る。そうして予算の使いかたについては、三つの仕事にそれ／＼均等に配分して行く、而もこの委員会に關係のあるのは政府機関でいうと農政局と農地局と、改良局と三つの局がある。全くこれは支離滅裂だと思つてあります。而も或る場合にはこれは決議機関であるし、或る問題については諮問機関である。そういうふうないろいろな異つたものを一つにして行つて、一つになつたやうな気分になるかもわかりませんけれども、現実には只今私が申しましたやうなことからして、一つも一本になつておるのじやないと思つてあります。それはともかくといたしまして、この農業委員会から階層別選挙を修正したという点につきましては、政府のほうでも廣川農林大臣も、只今この席でこの修正は遺憾であるといふことを表明されておる。而もこの修正が野党側からの修正というならまだ私たちは肯けるのであります。が、偉大なる廣川農林大臣の与党である自由党が中心になつてそれを修正をされたといふことは、全くこれは不可解な極であります。そういう点は全くこの農業委員会法案は奇怪なる存在だと、一言で言えばそう言わざるを得んと思つてあります。誠に奇怪なる存在といふことだけ申し上げまして、余り長くなりますから質問はやめます。

○衆議院議員(野原正勝君) 先ほど小作農の割合で面積を六割といふふうなちよつと申上げましたと思ひますが、六割の間違ひでございませう。

○岩男仁藏君 議事進行について動議を出したいと思ひます。

農業委員会法案及び農業委員会法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案の質疑は本日をもって打ち切り、明二十七日午後の農林委員会において討論及び採決を行い、討論をする人は、各会派一人以内として、討論時間はおよそ一人で十分以内、こういう動議を提出いたします。(賛成と呼ぶ者あり)

○江田三郎君 只今の動議に反對でありまして、何と申しましてもこの農業委員会といふものは、今後の農村の非常に大きな機關になるわけでありまして、それを私はどういふやうな政府の關係者、或いはこれを修正されたところの衆議院の諸君の答弁を聞きまして、更にこの問題についての逐条審議は終つていないわけなんです。全然触れていないのであります。例えば代表者會議の会長は一体どうなるのかという問題、或いは一つの村を二区分したときの委員の数は一体どうなるのかというやうな問題、或いは選挙区の問題、そういうやうな細かい問題について逐条的にまだ検討しなければならぬ問題がたくさん残つてゐるわけでありまして、今すぐにこの質問を打ち切るといふことは反對であります。

○委員長(羽生三七君) 私の判断であります。これはお話し合いがつかないと私は考へますので、この際今の岩男さんの動議を採決したいと思ひます。岩男さんの動議に賛成のかたの御起立をお願いします。

〔起立者多数〕

○委員長(羽生三七君) 起立多数でありますので、岩男さんの動議は成立いたしました。

なおこの機会に食糧管理法一部改正法律案についても同時に上げたいといふやうな御意見もあるように見受けられますが、何か御発言はないでしようか。

○小林孝平君 食糧管理法の問題につきましては、非常に重要でありますので、なお質疑を行う必要が希望いたします。明日中質疑を行うことを希望いたします。

○岡村文四郎君 食管の一部の改正は、私は農業委員会法と何も一緒に上げなければならぬ必要はないと思ひます。これは切り離して十分審議をして差支えないと思ひます。

○委員長(羽生三十七君) それでは只今の岩男さんの動議は成立いたしましたので、明日午後農業委員会法の採決に入りたいと思ひます。なお只今の岩男さんの動議は、今日を以てということでありまして、まだ時間が残つておりますが、この際この質疑を続行するか、なお若し時間がありますならば農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の審議に入りたいと思ひます……農業委員会法についてなお御意見のあるかたは質疑を続行願ひます。お疲れと思ひますけれども、なお只今の農林水産関係の法律案について本日いまだ少し質疑を続けたいと思ひますので御了承願ひます。

○江田三郎君 農業委員会の問題について。
○委員長(羽生三十七君) 結構であります。

○江田三郎君 二十八条の「都道府県農業委員会の委員は、各選挙区において選挙する」という、この選挙区というのはどういう意味ですか。

○説明員(檜垣徳太郎君) 立案の事務を担当いたしました関係で御説明を申し上げますが、政府原案の二十八条の選挙区は、都道府県におきましては、少くとも二以上の選挙区を置いて委員の選挙を執行するという意味でありまして、選挙区の数等につきましては、第二項に規定をいたしておりますように、知事が都道府県の選挙管理委員会

と御協議を遂げまして、選挙の執行の便宜及び代表数の適否を判断いたしました上で定めるということになつておるのであります。そうしてその選挙区を設置いたしますやうかたは、従来の農地委員会の都道府県の委員会の構成の場合にとつておるのであります。大体私どもの考えかたは、従来にしては、従来の農地委員会の都道府県委員選出の方法と同じような選挙区を設けることが妥当であらう、こういうふうな考えております。

○江田三郎君 この委員会が従来の農地委員の仕事だけをするならば、そういう考えかたでいいと思ひますけれども、改良事業及び食糧調整の仕事もやつて行くわけでありまして、それについては前の委員会において片柳委員から御質問がありましたように、調整関係の仕事をするのには、どうしても一つの供出の単位でありますところの郡市というものを代表が出ないと、そこに非常に摩擦を起すということが我々の経験からして予想されるわけでありまして、従つてこの選挙区というものをそういうような考えかたに立つて政府のはうはお考えになる意思はあるや否やということをお尋ねします。

○説明員(檜垣徳太郎君) 御説明を申し上げます。選挙区の設置及び選挙区から選出されるべき委員の数につきましては、先ほど御説明を申し上げました通り都道府県知事が選挙管理委員会と協議の上で決定をするわけでありまして、その際に今回の委員会の所掌の事務の内容が必ずしも従来の農地委員会の所掌事務と一致をしておるわけでありませんで、従つて選挙区に割り振りせられます委員の数等は、おのずか

ら郡市の数等を勘考いたしましたして知事が定めるようになるであらう。又そういうふうにもいたして参りたい。ただ問題はやはり農民の代表という資格で農業委員会を構成する委員でございまして、有権者数その他の要素も又加わつて、そういう委員の定数の割り振りが行われるということに相なるだろうと考えております。

○江田三郎君 政府の説明員のおかたは、一体今まで食糧調整の仕事をやつておられた人かどうか、私知らんのでありますが、食糧調整の仕事をやつておられたならば、どうしてもこれは選挙区というものが郡市であつて、そこから代表が出て来なければならないということをお考えになるのじやないかと思ひます。一つの果を二つの選挙区に分ちまして、それで或る一定の定員を以て選挙をやつた場合には、そこに必ず小さな郡、或いは特に小さな市において必ずそうなりますが、そういうところからは決して代表は出られませんで、そうなつて来るという、食糧調整の面においてはこの委員会は、非常な混乱を来たすことが必至だと思ふのであります。そういう点について従来食糧調整の仕事をやつておられた政府委員なり説明員のおかたはどう考えられるか。

○政府委員(藤田駿君) 御承知の通り農業委員会の仕事は従来の農地関係の仕事、それから食糧調整の仕事、それから改良事業の仕事を、その三つのものをやるわけでありまして、従いましてそれらの場合をよく考えまして最も適合するようにこれをきめて行くということがいいと思ひます。それでこの点については先ほど大体的な考えかたは

檜垣事務官から御説明いたしましたような考えかたであるのであります。併しこの点はむしろ法律的には何ら細かい規定はないわけでありまして、御懸念の点等につきましては一応私どもはさうに考えておるわけでありまして、今後その点につきましてもなおよく研究をいたしましてよろしくの仕事をする上に支障のないようにきめて参りたい。かように考えております。

○江田三郎君 そういふ点に大体この法案の無理があるわけでありまして、あとで研究すると言つたところで、どう研究してもどうにもならんような状態に落ち込んでおると思ふのであります。違ふものを一つにしておるところにそういう問題が出て来るわけでありまして、恐らく施行の面においていろいろ苦労されたところで、私はこの解決はできんじやないかと思ふ。その点はその点といたしまして、次にお尋ねしたいのは、代表者会議の場合の一体会長という者は、委員の代表、若くは果の職員、そういう者から知事が任命するといふ規定がございましたが、この際一体どこに重点を置こうとせられるのか、この委員会は飽くまで民主的でなければならぬ。併しながら農地改革についてのことは、これは特別だから委員長を知事にしたという説明がございましたが、代表者会議のときには一体誰を会長にされるおつもりなのか。

○政府委員(藤田駿君) これも法律的には代表者会議の会長はその職員、又は選ばれた代表者の中から都道府県知事が任命する。こういうふうに書いてあるわけでありまして、従いまして法律的には、選ばれた代表者の互

選によつてこれをきめる場合も予想いたしております。或いは又地方のその代表者会議の区域というものは、いわゆる郡なら郡の区域になり、而も食糧供出等の関係があります場合にはやはり供出関係に携わつておるところの職員という者が会長というようなことをやつて行く場合もこれは予想されます。従つてこれについては必ずどちらでなければならぬということとは私はきめておりません。又代表者会議の作り方についても、法律的には詳細の規定は全部譲つてしまつてゐる。従つてその代表者会議の区域なり或いはその事項によつて、先ほど申しました職員なり或いは代表者のうちから任命するといふ適當な方法をおのずからとつて行くといふことでやつて参りたいと考えております。

○江田三郎君 何でもかんでも適當な方法でというのでは答弁にならんわけであつて、私も原則としてこの代表者会議といふのは、地域といふことを考へる場合もありますけれども、地域といふよりも、主としてこの際お聞きしたいのは、調整関係の代表者会議、或いは農地関係の代表者会議、改良事業関係の代表者会議といふような仕事の性質によつて、そういう三つの仕事があるとしたならば、その仕事の性質によつて委員の互選による場合と、知事が職員を任命する場合と、そういう分ち方を考へておられるかどうかということをもう一遍お尋ねします。

○政府委員(藤田駿君) この代表者会議の扱います仕事は、これは法律に出しておりますように、いわゆる農地改革の部分にはこれがないのでございまして、主としていわゆる総合的な農業計

画によつてこれをきめる場合も予想いたしております。或いは又地方のその代表者会議の区域というものは、いわゆる郡なら郡の区域になり、而も食糧供出等の関係があります場合にはやはり供出関係に携わつておるところの職員という者が会長というようなことをやつて行く場合もこれは予想されます。従つてこれについては必ずどちらでなければならぬということとは私はきめておりません。又代表者会議の作り方についても、法律的には詳細の規定は全部譲つてしまつてゐる。従つてその代表者会議の区域なり或いはその事項によつて、先ほど申しました職員なり或いは代表者のうちから任命するといふ適當な方法をおのずからとつて行くといふことでやつて参りたいと考えております。

画の部門についてこれをいたすということに相成つておる。従つて予想したされますのは、やはり従来の仕事で申しますと農地調整関係、或いは改良事業関係、こういうふうなことに相成るわけです。従いまして我々といはしましては、どちらが、いわゆる代表者の中から互選したほうがよいのか、或いは職員のうちから選んだらよいのかというふうな問題でございいます。供出のような関係が主になるというのを考えますれば、私は常識的に考えましてやはり職員といふことのほうが事務が円滑に行くのではないかとこのことを予想しております。併しながらこれは必ずしもこれを押しつけることも考えてはおりません。従つて先ほど申しましたようにこれはやはりその作り方によつて適当にきめて行くという建前をとつております。

○江田三郎君 この法律に関する限り、いろいろ質問をすると、答えはいつもきまつておるのでありまして、適当でやるということだけでありまして、そういう説明では我々は非常に不満足なものであります。もう少し前以て研究をされておると思うのでありまして、もう少しはつきりして頂きたいのであります。そういう点がはつきりできないうのならそれでよいが、問題を変えてもう一つお伺いしたいのは、第四条の、たび／＼質問いたしましたが、経費の負担の場合であります。この際には市町村農業委員会代表者会議に要する経費も含むということになつておるわけですが、あなたのほうから資料として出されたのを見ますと、代表者会議の経費というのとはどこにも見当らんわけですが、

あれは一体どういうわけなんですか。○政府委員(藤田巖君) これは本来の委員会が市町村の農業委員会と都道府県の農業委員会しかございせんので、特に予算上はそれが別に独立した市町村農業委員会代表者会議というふうな項目にはなつておりません。我々といはしましては、併しながらこれは都道府県の農業委員会の本来補助的に要するものなものである。従つていよいよは都道府県の農業委員会の経費からこれを割いて行くといふふうに考えております。ただ併しながらこれは市町村の農業委員会の委員が出来るわけです。その委員の旅費等につきましては、これは或いは市町村の農業委員会の方で計上するといふふうなことにいたしたらいけないのか、こう思つております。

○江田三郎君 重ねて言いますけれども、局長の答弁は全く答弁にならないのでありまして、こうであるけれども、どうであるというので、いつでも二つのことを二元論でずつとやつて、そして適当に適当にと言ふ。誠にそういう答弁では話にならないと思う。一体代表者会議にしても、県の補助的な機関として持つ場合、例えば調整関係あたりもそういうような行き方をとる、ところが改良関係の場合に、一体そういうような性格をとるかどうか、改良関係という、改良事業というものが果の補助的な仕事であつたならば、改良事業というものは何もないと思う。改良事業の場合に代表者会議を作るのは、やはり下から盛り上げる行き方であつて、上からの補助機関として代表者会議を作られる場合には改良事業とい

うのは全く性格を一変するわけです。だから重ねて言いますけれども、違つた性質のものを一つにやろうとするからあなたの答弁のように二元論になるのであつて、こうでもあるがこうでもある。あとは適当にやろうということになるのであつて、そうなる阿呆らしいから質問はやめます。○片柳真吉君 私も毎回言つております。県の委員会の定数の問題であります。どうもやはりさつき江田さんの言われたような、実際の運営上には非常な支障が出て来ると思つております。政府でこれはどうしても通したいという勿論御意思のようですが、これがまあ仮に通つた場合に、実際の委員会は収拾つかないと思つております。何か実際的な措置をお考えになつておりますかどうか。実はこの農業委員会法案の審議の際には、実は前からずつと見えております。食糧庁の関係官は殆んど出席されておらない。ですから供出割当の実態を知つていない人があると思つた。私はかような無茶案はできなかつたと思つて、殆んど食糧庁の関係官は出ておらん点から見ても、何かその辺に実態を非常に研究されておらんと申します。食糧庁からの意思が余り通じておらんというふうな実は感じを率直ながら感ずるのであります。これは収拾が私はずかんとおもうのです。各郡市の代表が出ない限りは、ですから何かこれで行つた場合に、實際上、例えば思ひつきであります。が、委員の出でおらん郡市からは実際上オプザーバー的に出てもらうようにして、十分その意見を尊重するとか何かのことがなければ、私は絶対動かないと思つております。私は単に言い

がかりではないのであつて、どうもその辺が非常にまだ実態と反しておるという点。それからこの前非常に揚げ足取りのような議論をいたしました。が、何か議事参与の制限の規定なんかも、実は供出関係の制限を置いておらんじやないかというふうな感じをさえるのであります。あれで行けば、全員がその決議には出席をしないといふかといふようなことになつてしまふ。何か供出関係のウエイトが軽く見られておるといふような感じがするのであります。が、實際上、仮に通つた場合の欠陥をどうするか、一つ打明けてのお考えをお聞かせ願ひたい。或いは更に近い機会にそれを直すような意思もありませんかどうか。

○政府委員(藤田巖君) これを十五名にいたしましたのは、郡の平均等も考へまして、そのくらいで今御懸念のようないふ点も支障のないではないかといふふうな考慮からいたしましたのであります。が、特別に地方によつて更にたくさん数になる、而も出て来てないところ供出割当についての諸問題をいたしまつた場合に、委員に選出されてないところの、郡の利益を代表するといふその方面からの意見を聞く機会がなく、公平な決定ができないといふような場合を懸念してのことでございます。が、私どももいたしましては、一つそのことは十分頭に置きまして、実際の動し方については供出割当の諸問題の場合については、少くとも各郡の意思がはつきりして、ただそれをこの代表者会議としてどうきめるかは別であります。よくその意思がはつきりするようにな、何と申しますか、本来の法的な会議ではございませんが、何らかさうい

うふうな補足的な会議等も設けることを考へまして、それによつて万全を期して行きたいと思ひます。それからこの前も答へしたのでありますが、今後ともこの法案の施行後の実施の状況を考へまして、非常に不都合な事態が万一生ずるような場合がございましたらば、その改正等につきましても十分考へてよいだろうと私は考へております。

それから議事の制限の問題でございますが、これはお話の点も当然予想をしておつたのです。中でも議論をしたわけです。議論をいたしました結果、この案の但書の解釈によつてその点はやつて行けるといふふうな見極めがつきましたので、一応この案で出しておりますわけです。○小林孝平君 衆議院でこれを通過いたしました際に決議文が附いておりましたが、その中の書記を二人にするというところは、先ほど農林大臣、大蔵大臣がこれについて努力するといふお話があつたのであります。その際に農林大臣は、この農業改良事業については部会を設けて運営するよう措置を講ずること、これにつきましても同様にこの決議を尊重してやる、こうおつしやつたのでありますけれども、私はこの委員会にこういうふうな部会を設けるというところは、実際問題として非常に困難であるといふこと、それからこういうふうな部会を設けなければならぬといふことが、すでに農業委員会というものは質の異つた三つの委員会を一緒にするといふところに無理があるといふことを、はつきり表わしておるように思つております。それでこの三つの委員会を一本にして運営する

ためには、むしろこういうような部会を設けないでそうして運営したほうがいいと思うのであります、こういうふうな決議がありますが、これに對して農政局長はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(藤田義孝) これは農業委員會はいろいろの仕事をするわけでありまして、私は當然その委員會の運営のやりかたをいたしまして、それぞれ専門的な事項に亘つての部会というものは當然考えられるであらうと思ひます。それによつて能率的に仕事を進めて行くことも、あえて排斥すべきものではないと思ひます。ただそれによつてばらばらになるとか、或いは農業委員會を一つにいたしましたところの効果が達成されないような運営では、これはいけないと思ひます。従つてやはり根本的な考え方としては、すべての観点から総合的に大きな基本方針がきめられて、そのきめられた方針に副つてそれ／＼仕事を能率的に効果的に運用するための部会制度ということによつて、いわゆる運営の妙味を発揮して行くということは當然考えられて然るべきである。さうなうに動かして行くことが適當ではないかと思つております。

○委員長(羽生三七君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(羽生三七君) 速記を始め。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時五十二分散会
出席者は左の通り
委員長 羽生 三七君

理事
西山 龜七君
片柳 眞吉君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君

委員
池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
滝井治三郎君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
小林 孝平君
三輪 貞治君
赤澤 與仁君
飯島通次郎君
加賀 操君
薄口 三郎君
三浦 辰雄君
野原 正勝君

衆議院議員
大藏大臣 池田 勇人君
農林大臣 廣川 弘禪君

政府委員
農林省農政局長 藤田 巖君
農林省農政司長 廣川 弘禪君
農林省農政司員 安樂城敏男君
常任委員會專門員 倉田 吉雄君
常任委員會專門員 倉田 吉雄君
説明員
農林事務官 榎垣徳太郎君
政務課長 榎垣徳太郎君

三月二十四日本委員會に左の事件を付託された。

一、食糧管理法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月六日)
一、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(予備審査のための付託は三月六日)

託は三月六日)
一、農林水産施設災害復旧事業費国库補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十九日)
一、競馬法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は三月十九日)

三月二十四日本委員會に左の事件を付託された。
一、家畜登録事業の育成強化に関する請願(第一三三八号)
一、北海道小清水村上砥草原国有林野開放に関する請願(第一三四六号)
一、農耕地土じよう維持増強に関する請願(第一三四七号)
一、岩手県黄海岸地内国有林還元払下げに関する請願(第一三九四号)
一、岩手県大津保村津谷川山国有林還元払下げに関する請願(第一三九五号)
一、北陸三県畜産振興に関する陳情(第一七四号)
一、豊浦、北浦干拓事業予算削減等に関する陳情(第二七九号)
一、購置資金融資に関する陳情(第二九〇号)
一、米麦等の農産物検査事務の都道府県移管に関する陳情(第一九一号)

第一三三八号 昭和二十六年三月十日受理
家畜登録事業の育成強化に関する請願
請願者 東京都台東区浅草駒形町一ノ五社団法人日本ホルスタイン登録協会

内 塩野谷平藏外三名
紹介議員 野溝 勝君

家畜は、今後の農業経営や国民生活の変化に伴つてこれに適應するよう改良しなければならぬが、これを実現するには家畜登録事業の厳正、公平なる運営にまつより外に方法はない。しかるに現在における登録団体の運営は、経済的にきわめて微弱であり、所期の目的を到底達し得ないから、これらの家畜登録団体を育成強化し、すみやかに家畜改良の実を挙げるため、(一)登録事業の普及指導、(二)優良系統の造成、(三)中央、地方登録審査委員の養成ならびに設置、(四)登録報告簿の発刊等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三四六号 昭和二十六年三月十二日受理
北海道小清水村上砥草原国有林野開放に関する請願
請願者 北海道斜里郡小清水村長 藤原敦

北海道小清水地内上砥草原地域は、道庁、営林局等の共同調査の結果、家畜導入の混同農業経営の好適地として極めて有望であることが認められてゐるから、終戦後の国土減少、外地引揚者および復員等による人口の激増に對処して、未開地の開拓を促進するため、同草原奥地の国有林野の内千四百八十町歩の可耕地を緊急開拓地として開放せられたいとの請願。

第一三四七号 昭和二十六年三月十二日受理
農耕地土じよう維持増強に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西三

ノ一全国指導農業協同組合連合会内地方増進対策推進協議会内 土屋春樹

紹介議員

飯島通次郎君 池田宇右衛門君
入交 太藏君 岩男 仁藏君
江田 三郎君 小川 久義君
岡村文四郎君 片柳 眞吉君
清澤 俊英君 小林 孝平君
西山 龜七君 藤野 繁雄君
三橋八次郎君 三輪 貞治君

主要食糧の自給対策を確立するためには、農耕地土じようの生産力増進を図ることが最も肝要であるから、全国にわたつて広範に分布している不良土じようを解消し、農耕地土じようの生産力増強を図るため、法律の制定および国庫予算の確保等必要な措置を講ぜられたいとの請願。

第一三九四号 昭和二十六年三月十五日受理
岩手県黄海岸地内国有林還元払下げに関する請願
請願者 岩手県東磐井郡黄海岸村長 及川壽作外一名

岩手県東磐井郡黄海岸地内に所在する国有林七百四十七町歩は、古い記録によれば従前三ヶ二山と称し、三分の二は同村住民の所有となし、三分の一は旧仙台藩府へ収める慣例であつたが、明治維新の折誤つて官林に編入されたもので、明治二十三年村会の議決を以て復旧請願をなし、以後継続請願の結果、明治三十年七月岩手県知事より請願の趣を聞き届く旨の指令を得たもので、他地方の国有林とは全く由緒を

異にしており、本国有林を本村に還元復古することは慣例を尊ぶ当然の措置と思われるから、すみやかにこれが払下げの措置を講ぜられたいとの請願。

第一三九五号 昭和二十六年三月十五日受理
岩手県大津保村津谷川山国有林還元払下げに関する請願

請願者 岩手県東磐井郡大津保村長 畠山孟外一名

紹介議員 川村 松助君

岩手県東磐井郡大津保村は、全面積の九十パーセントを山林によつて占められていたため、耕作面積きわめて少く加えて高冷地帯なので連年凶作に見舞われ、村財政は極度に窮迫している現状である。ついで、この財政難打開のために、本村地内津谷川山国有林四百六十二町歩を本村有林として還元払い下げられたいとの請願。

第二七四号 昭和二十六年三月十二日受理
北陸三県畜産振興に関する陳情

陳情者 石川県知事 柴野和喜 夫外二名

北陸の石川、福井、富山三県は積雪寒冷に加えて多雨、湿地帯の劣悪気象下にあるため、農業生産力はいちじるしく低位かつ不安定の現況であるから、北陸地方の農法改革上絶対的必要条件である畜産の画期的増強を図るため、積極的施策の援助と高度の予算的助成を図られたいとの陳情。

第二七九号 昭和二十六年三月十四日受理
霞浦、北浦干拓事業予算削除等に関する陳情

陳情者 茨城県稲敷郡本新島村 羽生八百藏外千三十七名

第七国会において採択となつた霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願の趣旨を貫徹するため、干拓事業予算を削除しこれをひ門、水路開さく費等に組み替え、すみやかにこれが実行の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二〇九号 昭和二十六年三月十五日受理
購置資金融資に関する陳情

陳情者 山形県議会議長 加藤 富之助

爾代金は、養蚕農家にとつて唯一の現金収入であるが、万一春爾代金の支払が円滑をかくようなことがあると、養蚕農家の経済に重大な影響をおよぼすから、購置資金の融資に特別の考慮を払われたいとの陳情。

第二九一号 昭和二十六年三月十五日受理
米麦等の農産物検査事務の都道府県移管に関する陳情

陳情者 愛知県議会議長 太田 光二

米麦等の生産と検査供出は不即不離のものであつて、供出確保上地方の特殊事情を中心とする一貫性ある施策によることが最も適當であるから、米麦等の農産物検査事務を一切都道府県営でなし得るよう財政の裏付と共に万全の処置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十六年四月七日印刷

昭和二十六年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁